砂防工事	砂防工事に関する調査（火山噴火対策に資するものに限る。）

及び諏

に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第三十五号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第一条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「都市公園」の下に「その他の公共空地」を、「及び」の下に「都市公園の」を加え、同条第二十二号の二中「実施」の下に「並びに同法第十九条第五項の規定による国土交通大臣の指定に関する連絡調整」を加え、同条第三十三号中「地震防災強化計画の策定」の下に「、地方公共団体からの要請等に基づき派遣される緊急災害対策派遣隊（以下単に「緊急災害対策派遣隊」という。）の管理及び運営」を加える。

第三条中第四十七号を第四十八号とし、第四十六号を第四十七号とし、第四十五号の次に次の一号を加える。

四十六　地方公共団体からの委託に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、道路の保全（除雪を含む。）に係る応急の対策を行うこと。

第三十四条第十号中「都市公園」の下に「その他の公共空地」を、「及び」の下に「都市公園の」を加え、同条第二十三号中「実施」の下に「並びに同法第十九条第五項の規定による国土交通大臣の指定に関する連絡調整」を加える。

第三十七条第四号中「地震防災強化計画の策定」の下に「、緊急災害対策派遣隊の管理及び運営」を加える。

第五十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　地方公共団体からの委託に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、道路の保全（除雪を含む。）に係る応急の対策を行うこと。

第五十五条（見出しを含む。）中「及び河川調整推進官」を「、河川計画管理官及び河川調整推進官」に改め、同条第三項中「第二号及び」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　河川計画管理官は、命を受けて、第四十七条第二号及び第七号に掲げる事務のうち重要事項に関する事務を処理する。

第八十九条第一項中「百十四人」を「百十三人」に改める。

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第二条　北海道開発局組織規則の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中「百十三人」を「百十四人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十八年十月一日から施行する。

○国土交通省令第三十六号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十九条の四」を「第三十九条の三」に改める。

第三十九条の四を削る。

第四十条中「総務部」を「総務部　空港安全部（東京空港事務所に限る。）」に改める。

第四十一条第一項第九号及び第十号中「管制保安部及び施設部」を「他部」に改め、同条第二項中「、東京空港事務所」を削る。

第四十二条及び第四十三条を次のように改める。

（空港安全部の所掌事務）

第四十二条　空港安全部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　空港等の運用に関する安全の確保に係る調整に関すること。

二　空港等内の公共用通路における自動車の交通の管理に関すること。

三　空港等内の秩序の維持に関すること。

四　空港等及びその周辺における航空機に関する事故その他空港等における事故及び空港等における災害に関すること（管制保安部の所掌に属するものを除く。）。

五　空港等における航空に関する危機管理に関すること。

第四十三条　削除

第四十六条中「運用調整課（東京空港事務所」を「運用調整課（福岡空港事務所」に改め、「東京空港事務所」及び「自動車交通管理課（東京空港事務所に限る。）」を削る。

第四十七条第二項第二号中「管制保安部及び施設部並びに」を「他部並びに運用調整課及び」に改め、同項第三号中「管制保安部及び施設部」を「他部並びに運用調整課」に改める。

第四十九条第二号中「管制保安部及び施設部」を「他部」に改め、「及び自動車交通管理課」を削り、同条第三号中「（自動車交通管理課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条第二号中「及び自動車交通管理課」を削る。

第五十二条の二を削る。

第五十四条及び第五十五条を次のように改める。

（空港安全部に置く課）

第五十四条　空港安全部に、次に掲げる課を置く。

運用調整課

自動車交通管理課

空港保安防災課

空港危機管理課

（運用調整課の所掌事務）

第五十五条　運用調整課は、空港等の運用に関する安全の確保に係る調整に関する事務をつかさどる。

第五十五条の次に次の三条を加える。

（自動車交通管理課の所掌事務）

第五十五条の二　自動車交通管理課は、空港等内の公共用通路における自動車の交通の管理に関する事務をつかさどる。